

No.	資料名・該当箇所	質問内容（原文ママ）	回答
1	提案説明書 4	JV（共同企業体）での参加可否および参加要件について 本プロポーザルに対し、複数企業による共同企業体（JV・コンソーシアム）を組成して参加することは可能でしょうか。 可能な場合、代表企業だけでなく、構成員全員が「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」を有している必要がありますでしょうか。	本業務に係る企画競争については、共同企業体での参加は認めておりません。
2	提案説明書 4	JV参加時の提出書類および様式の記載方法について JVで参加が可能である場合、以下の点についてご教示ください。 ① 参加意向申出書（様式1）や業務費内訳書等の提出書類は、JVの「代表企業名」で作成・提出する形でよろしいでしょうか。それとも構成員連名とする必要がありますでしょうか。 ② 提案書類提出時に、別途「共同企業体協定書（写し）」等の追加書類を提出する必要はありますか。	本業務に係る企画競争については、共同企業体での参加は認めておりません。
3	提案説明書 4	「個人情報取扱安全管理基準」の適用範囲について 提案説明書 別紙（業務仕様概要）において、ISMSやプライバシーマーク等の規格認証を受けていることが求められていますが、JVで参加する場合、構成員全員が当該認証を取得している必要がありますでしょうか。 それとも、代表企業、あるいは実際に個人情報を取り扱う担当業務を担う構成員（または協力会社）のみが取得していれば要件を満たしますでしょうか。	本業務に係る企画競争については、共同企業体での参加は認めておりません。
4	提案説明書 4	協力会社との違いについて（※JV参加不可時の予備質問として） 仮にJVとしての参加が認められない場合、1社が単独で受託者（代表）となり、他の企業を「協力会社（再委託先等）」として体制を組む形での参加は可能でしょうか。可能な場合、協力会社の業務割合（再委託の割合）等に制限はございますでしょうか。	役務契約における再委託については、原則禁止としておりますが、性質上特にやむを得ないと認められる場合、本市との協議や承認に基づき、再委託を認めています。なお、再委託が可能な業務内容は、業務の補助的・付随的部分のみです。
5	提案説明書 5(2)	「主要検討路線のうち2路線程度」について、企画提案書における例示路線は、「第3次都心まちづくり計画」に位置付けられた主要検討路線の中から任意に提案してよいとの理解でよろしいでしょうか。 また、貴市として想定している路線・区間がある場合はご教示ください。	ご認識のとおり、「第3次都心まちづくり計画」に位置付けている主要検討路線のうち、任意にご提案していただければと存じます。
6	提案説明書 5(2)	提案段階の例示路線は部分区間でもよいか。	企画提案段階で例示する路線については、区間の一部で問題ありません。
7	提案説明書 5(2)	駅前通・大通以外の路線を例示しても評価上差し支えないか。	例示する路線については、評価の対象としておりません。
8	提案説明書 6(5)オ	提案説明書 6(2)オ(5)において、参考資料(ウ)～(キ)の報告書を貴市契約担当部局にて閲覧可能とされていますが、当該報告書について、電子データでの提供又は送付によりご対応いただくことは可能でしょうか。	参考資料の(ウ)～(キ)につきましては、公平性の確保及び情報管理の観点から、提案説明書 6(5)オ※に記載のとおり、契約担当部局での閲覧のみ可能としており、個別の電子データでの提供等は行っておりません。
9	提案説明書 8(3)イ(イ)c	最終審査の出席者数について 構成員5社の共同企業体として提案する場合、最終審査の出席者数を5名とさせていただきますことは可能でしょうか。	本業務に係る企画競争については、共同企業体での参加は認めておりません。
10	提案説明書 8(3)イ(イ)e	ヒアリング審査が匿名で行われることに関連し、企画提案書に自社の業務実績を記載する場合は、発注者名等を残したうえで自社名を伏せた記載とすることでよろしいでしょうか。また、様式2及び様式3については社名を記載したまま提出してよいとの理解でよろしいでしょうか。	提案説明書に記載のとおり、ヒアリング審査につきましては、提案書類の提案者名を当方で黒塗りするなどの対応をさせていただいた上で匿名で行いますので、提案書類の提出にあたり、貴社において社名を伏せるなどのご対応をしていただく必要はありません。
11	業務仕様概要 3(1)	関係団体との意見交換について、市が調整する範囲と受託者に求める回数はどこまでか。	関係団体との意見交換については、本市が窓口となり調整することは可能です。なお、意見交換の回数の想定はありません。
12	業務仕様概要 3(2)	交通機能への影響分析にあたり、貸与可能な既存データ（交通量調査結果、人流・プローブ等のビッグデータ、駐車場・荷さばきに関する調査結果等）の有無及びその範囲についてご教示ください。	「令和4年度 居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基礎調査業務」において、自動車交通量、歩行者交通量、路上駐車状況、路上荷捌き実態調査を行っており、データの貸与は可能です。調査の範囲としましては、概ね、第3次都心まちづくり計画で設定している「主要回遊エリア」（同計画のP87参照）内です。 また、本市では人流データ分析ツール「KDDI Location Analyzer」を導入しており、業務の実施にあたっては、ご活用いただくことは可能です。
13	業務仕様概要 3(3)	業務内容の範囲（社会実験の費用）について 仕様書「3 業務内容（3）」において、「恒久的な空間形成に向けた段階的な取組プロセス（社会実験の実施等）を検討し、ロードマップを提案すること」とあります。 本業務の予算（9,702千円）は、あくまで「社会実験に向けた計画・設計・プロセス等の検討費用」であり、実際に社会実験を行う際のハード整備費や運営実費等は本業務の対象外（含まれない）という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本業務では実際に社会実験を実施することは想定しておりません。
14	業務仕様概要 3(3)	概算費には維持管理費・除排雪費・民間負担を含める想定か。	概算費については、社会実験の実施までの過程に係る費用を想定しており、維持管理費及び除排雪費を含める想定はありません。なお、民間負担については、財源として活用可能性のある国費などと併せて検討し、ご提案いただきたいと考えております。
15	業務仕様概要 3(5)	打合せ（6回程度）について、発注者との調整によりWeb会議による実施は可能でしょうか。	発注者との調整により、Web会議による実施も可能です。
16	その他	R7交通解析のモデル、入力データ、ケース設定は受託者へ引き継がれるか。	「令和7年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりに係る計画案等検討業務」に係る成果物については、受託者に提供可能です。